

町民の眼 (No. 9)

令和7年7月～8月

発行責任者 (吉岡政昭)

ご存じでしたか？ (1)

「不公正な要綱 (マニュアル)」に 吉岡から町長に提案 (令和7年5月29日)、 マニュアルに「以下の事項」を追加し 偏りのない「公平な運営」を要請！

町長に提案した (「追加必要事項」の内容)

- 1, 町民から「町長・役場職員の虚偽や不適切な行為」が指摘された場合は、担当課、及び、調査機関の設置を含め、事実関係を明らかにするよう努める。なお、調査結果と措置に関し訴えた町民・当事者に報告すると共に、町報等において公表する。また、必要な場合は、町長は「職員懲罰審査委員会」に諮問する。

町長から回答 (令和7年6月24日) 第2071号

吉岡政昭 様

安平町長 及川秀一郎

令和7年5月29日付けで要望を頂きました「不当要求行為等対応マニュアル」(令和5年7月)への追加記述につきましては、町としても職員の町民サービス、接客マナーとして重要と認識しておりますことから、町職員としての基本的立場を明記することで調整いたしますので、その旨ご報告させていただきます。今後ともご協力のほど宜しくお願いいたします。

「仲立ち」して頂いた総務課のスタッフに感謝

1, 問題点の理解を得るための説明 (総務課長と課長補佐への説明)

「カスハラ対策」に関するマニュアルもその前提となった「要綱」も、一読しただけで明らかな不公平な認識から成り立つものでした。「不法要求をするのはいつも町民(一部)」で被害を受けるのは、いつも役場職員と関係者であるかのような組み立てに思いました。

2, 役場サイドから町民に対する「不当行為」の事例を説明。

安平町役場が町民からの「不当要求行為」に対するマニュアルを整備したのであれば、逆に町職員が、町民に対し行っているハラスメントの事例と合わせ、その行為に対する町職員への処罰も「要綱」やマニュアルに追加すべきである。と主張。

3, 町長からの回答までの動き。

4/15	総務課長へ見解の提示。	5/21	課長・課長補佐との面談調整
4/16	吉岡から総務課長・課長補佐へ	5/29	総務課長・課長補佐と面談。
4/17	総務課長から吉岡へ		町長への要請文の説明の準備。
5/20	課長補佐様へ (翌日の面談の件)		(以下メール文)

総務課長 様
総務課長補佐 様

2025/5/28

こんにちは 吉岡です。
明日の10時からの面談、宜しくお願い致します。
つきましては、お二人分として、事前にご用意頂きたい資料をお伝えしますので、準備方、宜しくお願い致します。

- 1, 「安平町不当要求行為等の防止に関する要綱」
- 2, 「不当要求行為対応マニュアル」(令和5年7月)
- 3, 添付した文書の二人分。

なお、その他、面談に必要な資料は、私の方で用意させていただきますので、ご心配無用です。よろしくおねがいいたします。

なお、添付した文書は、町長宛の「要請文書」です。
今回の面談は、「要請文書」の「内容の根拠」を示すもので、面談後に町長から質問を受けたときには、説明を宜しくお願い致します。
僭越ながら、重ねてお願い申し上げます。

安平町長様

2025/05/29

「不当要求行為等対応マニュアル」(令和5年7月)への「追加記述」の要望

追加記述の内容

- (1) 町民が役場職員に求めた役場行政に関する要望・要求に対する対応について
 - ① 役場職員には、公務員として、町民からの疑問、質問、依頼には、誠実に答える義務があること。
 - ② 町民からの疑問、質問、依頼には、誠実に答えることは、公務員としての「説明責任を果たすこと」であること。
最低限、以上の記述 (同様趣旨) の追加を求めるものです。
- (2) 「不当要求行為等対応マニュアル」に、追加記述を求めた理由
「安平町不当要求行為等の防止に関する要綱」(令和5年7月12日)とこの「要綱」に基づく「不当要求行為等対応マニュアル」(令和5年7月)は、あくまでも、役場職員側に立った一方的主張であることと言わざるを得ません。それ故に町民の側から見た町長を含む役場職員からの町民に対する「不適切な対応」の改善が求められていると強く認識するものであり、町職員の公務員としての正しい有り様を改めて見直し、「町民からの不当要求行為等」への対応のみならず、「役場職員の町民への不適切対応」に関しても合わせて認識を深めて頂きたいお願い申し上げます。
その際に当たっては、「まちづくり基本条例」の考え方に立ち、「役場職員の説明責任」を果たすことの重要性を明記することを切に求めます。
なお、別紙に示した事例は、あくまでも氷山の一角であることを肝に銘じて頂きたいお願い申し上げます。

ご存じでしたか？（2）

内藤議員紹介の「請願」が可決しました。

希望する家には、町費で1年に1回の「井戸の水質検査」の実施を
求める請願！

「緑丘自治会と瑞穂自治会」提出の請願
議会で承認される！

1, 付託された「総務常任委員会」での審議と議員の賛否

賛成（内藤・小笠原）・

反対（工藤・箱崎） 賛否同数

※三浦議長の裁断で賛成可決。本会議に送付。

2, 本会議の採決・・・賛成可決。

賛成（内藤・小笠原・三浦・高山・米川）

反対（工藤・箱崎・鳥越・梅森）

（請願の内容・理由）・・・総務委員会での説明を含む。

水道未整備地域（瑞穂・安平・緑丘・守田）は、今まで自己責任で、町の
支援なく泥土を掘り水質検査をして、ポンプを管理してきた。聞き取り調
査によれば、緑丘、瑞穂における水質調査をしていない自治会員が 39 %
もいる。税の平等性を考えても、水道に税金を投入されているなら未整備
地域にも水質調査のため税金が投入されるのは問題はないと考える。
水の安全を確認する為に希望者に町の責任で水質検査をしてもらいたい。

「反対議員4名」（鳥越・工藤・箱崎・梅森）不可解な理由。

鳥越議員：水道を引いている所は、管を引く時はお金を払っている。水道
をタダで使っているわけではない。」（本会議）
工藤議員：「汚染防止では、個人管理が非常に重要なこと。地下水利用に
当たっては地下水を使う方の個人管理が原則だ。」（総務委員会）
箱崎議員：地下水の不純物のために電化製品がさび付いて電化製品が壊れ
やすいと言うが、証拠をもう一つ深めて欲しい。」（総務委員会）
梅森議員：公式会議では発言せず井戸端会議では能弁。他への影響は不明。

「反対のための反対？」 「訴えの深刻さ」を理解しない反対だ！

鳥越議員の反対理由は、「見当外れ」。

●配水管に個人の給水管を接続する費用負担の話と水道未整備地域に
おける配水管の整備と水質検査の公的負担とは全く別な話です。

箱崎議員の反対理由は、「イオン化傾向の知識」の欠如。

●金属には「水の溶けやすさ」に差があり、電化製品の金属が井戸水に
溶け出し腐った様な現象が生まれます。電化製品が腐る（腐食）こと
を電食（でんしょく）と言います。同じ読み方の「電蝕」とは別です。

工藤議員！ いつ、考えが変わったのですか？

3年前の一般質問。内藤議員と同じ内容の発言をしていましたよ！

工藤議員の発言。（令和4年3月議会）

●「水道未普及地域のことは、健康管理も含めて水質について把握する必要
がある。」 ●「町として定期的に水質調査をする必要（がある）。そういった
費用とか、浄水器など町として支援・助成が出来ないか。」

水道施設建設の「費用試算」に関して

★ 町長（令和4年3月議会）「水道事業をやろうと思ったら10億円を超える。」

★ 水道課参事（令和6年12月議会）「（水道未普及地域）に水道施設の建設に
必要な総事業費は、10億円を超える」

★

実は、（令和3年5月）4年前に、私、吉岡は議員在職の時、
当時の役場の水道課参事に「DINS 北海道（株）の産業廃棄物処分場現場
付近の水道整備事業」に関し、水道整備事業費用等についての「試算」を
依頼していました。その時の試算額は10億5900万円でした。

10億5900万円の内訳

①産廃施設の影響のある7戸。 標高の為に増圧設備が必要・・・	1億 800 万円
②早来緑丘を含む・・・	1億 1,100 万円
④北進平取・・・	1億 2,600 万円
⑤早来守田の一部・・・	3億 1,200 万円
⑥緑丘及び守田（産廃施設周辺）の一部・・・	4億 200 万円
合 計	10億 5,900 万円

4年前、水道課元参事に「水道建設費試算」の依頼をした理由

1, 知事の許可が下り、道環境生活部循環型
社会推進課から「協定書締結」が促される。

リブロックの北進での産廃処理場建設を知
ったのは、瀧町長の行政報告で北海道知事の
許可がおりた後のゴタゴタ（？）の中でした。
瀧町長がリブロックに対して「挨拶がない。
そういう会社なんですよ。」などと発言。「挨
拶って何だ？」と、強い疑念を持つ。判断の
肝は①知事の建設許可と②道庁からの会社と
安平町に「協定書の締結を促す文書」が出た
ことに対する判断でした。

2, 私の判断ミス。知事の許可を得た事業
でも町条例を根拠に阻止できることの
認識が足りなかった。（勉強不足）

町が権限を持つ「普通河川管理条例」や「土
地及び道路等の使用許可及び承諾などの法律」
を根拠に「知事の許可」を止めるできるこ
と事が可能とは考えず勉強不足でした。

3, 「水道整備事業」の建設費試算を求め
た理由は、建設費の大半を DINS の負
担にさせる金額的根拠が必要と考えた。

町と DINS の協定書の締結協議の時に、
地下水汚染防止と安全な飲料水確保の為
「水道整備事業負担問題」を俎上に載せ、
建設費の負担協議の為に事前に費用計算
を町に求めた次第です。（提供資料4枚）
因みに、資本金はリブロック1,509万円。
大栄環境5億5900万円である。

（R2年4月1日）リブロックの全株式を大
栄環境に譲渡。産廃建設会社は、リブロッ
クから DINS 北海道に変更となる。

（緊急主張）水道未整備地区の町費負
担の水質検査を請願通り行うべきだ。
住民の健康と安全の為に当然の措置
だ。報告された実態は自己責任の発想
では、被害の発生を防げない。庭や趣
味の為の井戸ではないのだから。

